

## 文化五年 高松公祐記

仲 村 研

### まえがき

ここに紹介する史料は高松公祐の文化五年頃の日記の一部である。私がこの日記を入手した経緯は、先に私たちは整理した大津の三井寺塔頭普賢堂の襖下張り文書に

関する記事が朝日新聞紙上に掲載されたことが契機となつて、大阪府和泉市和田町の森富貴子氏から朝日新聞大坂本社編集委員高橋徹氏を介して私に届けられたものである。森家は四代以前まで現在の京都市中京区寺町通二条上ル要法寺前町七二四番地に居住し、「経六」（経師屋六兵衛の略称か）を屋号とする御所出入の経師屋であつたといわれている。先代が京都の家宅を放されたということであるが、経師屋時代に襖、屏風などの下張り用に収集、備蓄した和紙のなかに、この高松公祐記があり、台風に遭遇したり、また家人に燃やされそうになつたりして辛じて現存するに至つたということである。

高松公祐の高松家は、藤原北家閑院流で三条西家庶流武者小路家の分流として享保十年（一七二五）に、以前中絶した高松家を再興した。公祐は再興された高松家の四代目にあたり、権中納言にまで昇進した。高松家は歌道を家業とし、公祐は「後撰和歌集抄聞書」（宮内庁書陵部蔵）、「高松公祐詠」（宮内庁書陵部蔵）、「松葉集」

(静嘉堂文庫蔵) を著している。いま『公卿補任』によつて公祐の履歴を紹介しよう。公祐は安永三年(一七七四)十月九日、正三位高松季昵を父として生まれ、同七年正月二十八日、五歳にして従五位下に叙され、天明七年十月二十九日、十四歳で元服し昇殿を聽され、同日従五位上に叙された。寛政元年(一七八九)五月二十二日、十六歳で刑部大輔に任せられ、同八年四月二十四日、二十三歳で正五位下に叙され、同十一年二月三十一日、二十六歳で従四位下に叙され、同十二年三月二十六日に儲君(皇太子)親王家の家司となつてゐる。享和元年(一八〇一)八月十日、公祐は二十八歳で右近衛権少将に任せられ、翌二年十月五日に従四位上に叙され、文化二年(一八〇五)正月二十六日に三十二歳で正四位下に叙され、同七年九月二十三日、三十七歳で左近衛権中將に転じ、同年十二月二十一日、従三位に叙された。文化十二年(一八一五)二月三十日、四十二歳で正三位に叙され、天保二年(一八三一)九月二十日、五十八歳で

非参議から参議に任せられた。天保三年正月二十日、参議を辞退し前参議として散位となり、天保六年十二月十八日、従二位に叙されている。弘化元年(一八四四)十二月二十二日、公祐の息季実は三十九歳で従三位に叙されている。季実の母、すなわち公祐の妻は前中納言滋野井冬泰養女(前權大納言滋野井公麗女)である。嘉永二年(一八四九)五月九日、公祐は七十六歳で権中納言に任せられ、五月十八日にこれを辞し、翌三年十二月二日、七十七歳で正二位に叙された。翌嘉永四年(一八五一)七月十八日、高松公祐は七十八歳で薨じた。これより先の嘉永二年十月二十四日、季実は四十四歳で正三位に叙されている。この日記が記されたと思われる文化五年(一八〇八)に公祐は三十五歳で従四位下行右近衛権少将であった。

高松公祐日記は公祐の詠んだ和歌の紙背に記されたもので、紙は縦三三・五センチメートル、横二二・八センチメートルで袋綴じしたものである。

森富貴子氏から私の手元に届けられた十七丁の公祐日記は、丁表の端下に黒い木綿糸で丁がはずれないように綴じられていたが、本来は、丁を綴じる穴が上下四か所にあるから、この穴に綴紐が通されて冊子状になっていたと思われる。そして丁の順序は、綴紐が切られてばらばらになっていたものが、仮に木綿糸で綴じられた状態であるから、時間的に並びかえねばならない。全体としては文化五年の日記であることが判明するものの、月の記入を欠いているために、正確に配列することは不可能であるが、凡のところ次に紹介するようになった。そこで改めて丁の順序の数を「第一丁表」「第一丁裏」のよう表記することにした。そして、丁数が変るところで連続するところは、何事も記さないが、明らかに断絶しているところではその旨を表記しておいた。たとえば、第十一丁表に「付鳥黄門許詠進之」とあり、鳥丸資董が黄門、すなわち、中納言になるのは文化五年後六月八日であるから、第五丁表の冒頭の「廿日、晴」は、六月二

十日を含む、それ以後の日付であることがわかり、また第十三丁表の日野西右大弁延光が右大弁になるのは、文化五年六月十三日であり、それ以後の日記であると判断され、またその中に高辻福長の十二月一日付書状が引用されているところから、この丁は文化五年十二月二日以後の日記であるとしてよい。年月の考証が不可能な丁もあるが、後日の考証に期すこととして、考証不能ではあるが、括できるところは序に配しておいた。

先述のように、日記の紙背は月次の歌会で詠んだ歌が記されており、歌は寛政十一年（一七九九）、同十二年、享和元年（一八〇一）の日付で刑部大輔時代と、右近衛少将時代のものである。紙背文書としてだけでなく、日記の中にも随所に公祐の詠んだ歌が記録されている。いずれも定形化されているので新鮮さはないが、近世後期の宮廷歌人の歌感覚が読みとれるであろう。また年中行事における有職故実の記載は、中世から近世初頭にかけての公家の日記に記されたそれと比較すると興味深いも

のがある。とくに行事参加人員の衣装や調度品の書上げは、同時代の公家の記録とともに貴重である。中世公家の日記の活字化に比較すると、近世公家の日記の活字化は意外に少ない。わずか十七丁の公家日記の活字化ではあるが、この高松公祐記を通じて、近世公家の生活——歌道、宫廷雅楽、有職故実など——の一端を垣間見ることになる。

最後にこの日記を提供していただいた森富貴子氏と、これを私の手元に届けていた高橋徹氏に深甚の謝意を述べる次第である。

(第二十表)  
文化五<sup>庚辰</sup>年愚記 正四位下行右近衛權少將藤原朝臣(花押) 五十才

正月小 中宮非常供獻物舟橋(師賢)三位被催之、年礼音信在別帝、

一日、戊戌、時々雪散、諸拝祝着如形、吉書試筆、齒固、屠蘇、書見始、是亦如例、

已許、衣袍奴袴、詣吉田社(十五銅)、次若宮(同)、次斎場所了、參中宮表使、親王同申之、帰路所々年礼寵向、午後將向年礼(通明)、凡六七十軒、

内侍所御供米申出上三十足、兵衛之頭へ送使、

今夜節会於九条殿、以諸大夫申置、不及御祝也、二条殿取次、三条亭相模介、且旧冬ノ花岡權介一件、更不克所存旨申之、

無御出之、奉行重能朝臣、

不參	陳後早出	不參	陳後早出	前秀
左大臣	右大臣	内大臣	権大納言	統内弁
寛季	為清	権大納言	中宮權大夫	通明
中納言		中納言	今出川大納言	(家厚)
菅宰相		権中納言	花山院中納言	
宰相中將		輝弘		(輝)
右大弁宰相中將		勘ヶ由長官長親		
右京権大夫				
三位中將				

次將左 和通朝臣 通典(朝臣) 実揖一 不參為脩一 恭通 右隆純朝臣 公師一 具集一 供秀一 宗職一

二日、己亥、陰、自早朝向年礼布衣凡五十軒計也、下御靈(十二銅) 上(御靈)十足、革堂十二銅等代參、自中宮大夫狀來、内談事也、答愚意之赴、

三日、庚子、屬晴、三ヶ日祝着之儀如例年、午許參院布衣奴袴、近習(行方)二四六番之輩集会、自番頭以書付被申、評定暫而被示云、有御用無御對面云々、頂戴御祝三獻等御禮、自第一獻奉行へ被申、各分散于時未刻計、閑院宮へ以使者伺初春之愚詠、御方見明日已計申出度申、御留主云々、

回文云、

就宰相典侍昨夜子刻、姫宮御誕生、御所之之御產所等へ一兩日中參賀可然、  
(第二丁裏)

且小番未勤、親族中へも可申伝旨、清閑寺前大納(预定)言被申渡候、仍早々申入候也、

正月三日  
(四祭) 隆師

右之通被參候、仍申入候、御廻覽後可返給候也、

同日  
(三祭) 公修

菅宰相殿(五條為德) 右大弁宰相殿(百露寺國長) 園池三位殿(公翰) 高松少將殿(承侯) 藏人左少弁殿

越前權介殿(上治與為記)

四日、辛丑、屬晴、

昨夜回文云、

上分刻限可為辰剋候、無遲候、可令參集給候也、

白馬節會可令佑陣給被別行、仰下候、宿幕拵底之間、先内々申入候也、

正月三日

(日野)  
資愛

中院(通知) 中將殿 今城中將殿 四辻(公説) 中將殿 小倉(靈臺) 中將殿 高松(公祐) 少將殿奉 東園少將殿 野々宮(芝原) 少將殿

石山(鶴巣) 少將殿 武者少路少將殿 水無瀨少將殿

仙洞・中宮・姫宮・勸修寺家等今朝參賀、次參賀内初番受取、中宮大夫被差替、仍所早参也、奴袴、姫宮降誕ノ御祝付帳面、且中宮大夫依歎樂、以公祐被申上(趣)走、所々ニテ申之了、当番參否、惣請參否等之書付予書之、於建房八依院ノ御礼達參、其由言上之、

付本番所 着到 公祐番 番衆以表使初番御礼申、於表御祝被下之、

外様触云、宰相典侍局去二日子刻安產、姫宮降誕之間、為心得申来云々、

御内会始、來廿六日可詠進、番々有触題春雪有松、  
今朝伊宮ヨリ申出之、初春之詠艸豎帶伺之、即日賜勅旨、有宸翰之御祝言、題拂戴前後届議奏、

(縦背文書)  
春日同詠春曙眺望

和歌

右近衛權少將藤原公祐

いはみかたなきたるは  
るのあけほのゝなみ  
まにしらむたかつの  
のやま

」

(第一丁表)  
申刻計、外様衆御礼有、御対面小御所如例相詰之、

自三条中宮大夫状來、(公修)白馬御点被題入候、夫ニ付舞妓催促之事、歎樂之間、名代被憑度云々、奉書四折、  
白馬節会舞妓

### 催之事

如之被書付來、仍以表使長橋局へ付之、如例、舞妓催之義、(三条公修)三亞依歎樂、下官名代ヲ以申状命之所、落手之由有返

事口答也、前後不及議奏案内、

尤承諾(趣)之赴、三亞へ申達了、

宿直祝候、外様衆御銚子出座、公卿二獻肴加々、又一獻雲客、二獻肴、又一獻無加々、

五日、壬寅、陰、渡相勤退出、參二条殿、白馬候陣之義届申、九条殿へハ以使申入、三条へハ亞相へ以状次申送、  
池(造房庫房)相公、梅武衛、倚松軒等入來、対面各年礼也、今日披露始、十二人位階宣下云々、

六日、癸卯、陰、浴湯始、

春情処々多

右和歌題、來十八日御會始可有披講、可令予參給之旨、  
院御氣色候也、

正月五日

(第十三裏)  
油小路前大納言殿

(廣播)  
胤定

當日巳刻迄御詠進之事、

高松少將殿 奉

三

冷泉大夫殿

就來八日、姬宮御七夜、御所々々御產所等參賀之事、

當日、禁中 姫宮等、右千者(物)一折千鯛五枚宛 献進之事、

重服者來十日參賀可然、尤不及獻物候事、

右六条前中納言被申渡候、且小番未動親族中江茂可示伝、同卿被示候事、

近習一統獻上催、禁 右衛門督 姫 武部権大輔

右領掌候、仍申入候也、正月五日

(花山院)  
家厚

右之通被示候、仍申入候、一統被獻候哉、承度候也、

正月六日 公修

菅宰相殿 高松少將殿 越前權介殿

承候、統立被入候

(三条) 題御廻覽可返給候也、

風早越前權介へ明後日參賀名代憑申領状也、

七日、甲辰、晴、時々飛雪、早旦頭弁亭へ差出奉書四折礼辱美乃、

白馬宴会可令候陣之処、夜來歎樂之子細難相扶候間、不立參陣候狀、宜預御沙汰候也、

正月七日 公祐

頭弁殿

依參 内於彼被諾云々、抑參仗不參、今日初度也、雖殘懷依服瀉也、

(無體文書)

春日同詠二首和歌

右近衛權少將藤原公祐

野遊絲

はる深き野へのみどりの

草のうへにをちこちもゆる

いとゆふのかけ

片恋

なへて世のならひもしらぬ

こゝろかなしるても人を

したふおもひは

」

〔文化五年三月〕  
〔第二丁表〕  
二日、戊戌、晴、入湯、

自世統甲斐守状云、明後日輿丁何時ニ可廻哉、且添使交名申来、

中宮取次所遣使云、輿丁之義、於此方屋食無設之間、食事早仕、巳半比ニ可差越申遣承諾也、  
豊岡左馬権頭入來、儘君明後日自親王閑院宮へ御使被承、万端中官御使ノ格可聞云々、則諷諫了、且借送誰ノ掛物故心拏  
画、

明日雜人共富小路賓直ヘ致入魂処、至今日断故、更姉小路ヘ誰人共答合、頗遣領状也、

〔尋豐〕芝山ヘ明後閑院宮へ御使主從飯有無尋遣處、主人ヘハ被出家來之所ハ、大方不被出候半、但未知云々、

今朝自中宮芝山被申送云、明後日巳刻ニ中宮へ向ヲ可参、禁中御伺居之云々、被申答之、承諾候、但禁中御使遲参  
不苦由、議奏被疇朝答旨、伝承間參官云、依躰彼是遲參ニ相成候半、即予申入、

●三日、己亥、陰雨下、音信在玄関日記、

早旦參賀禁中 仙洞 中宮親王へも御帳ニテ済 殿下、二条殿、九条殿悅立了、於今日誰答合姉小路大夫人共獻上了、

丑刻計火事、上御靈別當宅云々、參中宮各以表使伺親王同斷、事終  
(第三十裏)  
(雨乞)  
退出義御肝煮被參、分散于時寅刻、

●四日、庚子、時々微雨、及夕屬晴、自今日嵯峨积尊於三条  
檀王法林寺  
三十ヶ日開帳云々、然來七日戌刻、抑本札証(遷)  
自五日晚到八日朝、洞中御神事候、——

三月三日

右之通——三月四日

(桑原為忠)  
菅宰相殿——高松少將殿承——

(三条)  
公修

中宮御有封獻物日限之事、來八日可然之旨、芝山前黃門被告承候、其旨御存知可給候、仍申入候也、

三月六日

(石井)  
行宣

(歸賀)  
丸橋殿——高松殿承候、——

早旦、閑院宮へ  
御太刀一腰馬代銀十両一疋高松少將、御馬代銀十両不乘台進之、後刻參入之節、可披露申遣、  
使へ御祝酒亦飯引出銀一両被出、且御返答口上アリ、  
巳半刻過參中宮、衣冠薄色奴袴、網代輿四人、先供二人、輿脇二人、沓持・笠持・笠籠持前後親王タ有柄川殿宮へ御使也、中宮タ有宮ヘ、親王タ閑院宮ヘ也、  
侍從豊岡権頭等參集、

大藏卿被謁閑院宮へ御使之口上御目六等被渡、品点換、こんぶ 一はこ ひたい 一はこ 御たる 一荷、取次戸  
田伊勢守出逢、輿丁之御礼申、添使清水左兵衛尉呼出、目六為見、則渡之事等如例、大宮侍從有宮ノ御使被承、芝

山宮内・豊岡左馬於自三卿御使被承、名予諷諫了、

(舊文書)

秋日同詠三首和歌

右近衛權少將藤原公祐

松下擣衣

山さとはのきはにたえぬ  
まつかせのをとせへ寒く

ころもうつなり

紅葉秋深

ゆふ日なすこすゑのあきの  
もみちはゝしぐれし程の  
色も見へけり

後朝増恋

あひみては消もはづくき  
身の露のけさしもなとか  
をきまざるらむ

(第四丁表)  
五日、辛未、晴、

受取番参内早旦、東本願寺参入致取次、看到来、

廻文云、

一御内会題、春草、浦風、來廿六日如例可詠進事、

一來八日巳刻、春日社并若宮正遷宮日時定陣儀ニ付、自七日晚到八日午刻、御神事候、御相番中且小番未初之、親族御神事可被參伝候也、

二月三日

右之通――

二月四日

公修

今日院御幸於禁中、

●六日、壬申、晴、

渡之後退出、

外様触有、八日之御神事廻文、

自閑院宮田中木工権頭状云、八日御当座被催間、午刻後可參云々、

●七日、癸酉、晴、

(第四丁表)

●八日、甲戌、雨下、

春日井若宮正遷宮日時定陣儀、上卿広橋大納言、

(風走)

尹宮御當座始、依用事不參、題申出忍恋、且小野蘭山八十賀哥入見參、明夕可申出願申、  
自禁裏、賀茂御法樂題(甘露寺)國長卿被触來十九日云々、

●九日、乙亥、屬晴、入夜小雨、入湯、入夜倚松軒入來、

●十日、丙子、陰晚雨、入夜子過地震尹宮へ以使一昨日ノ哥申出、且一昨日ノ御会哥伺之、

晚景向倚松軒所留守也、

●十一日、丁丑、屬霽、唯飛雪當番依所勞不參承知也、今日中丁云々、

當時庄園東物産之名人 小野蘭山八十賀、以実子大黒越後掾勧進、自倚松軒詠哥所望之間送之、

短尺打置金泥引、

あまた年とめきてちくさ万木の

うへにもちきれ老のはる秋

公祐

伝聞、頃之近衛(蕃前)大臣卿、令娶尾張家之恩女給云々、

右近衛權少將藤原公祐

寒鷗

霜寒きそらにしほれむ  
鴈かねの翅のほとを  
おもひこそやれ

窓雪

まとちかき一むら竹の  
すえふしてつもれハ絶ぬ

雪折のこゑ

海人

わかめかりしほくむ浦の  
あまこそもいつかたもの  
しほれさるへき

」

(第五十表)

屋後參、尹宮無御対面点給、即清書、

花雪　ふまへおし風のまに／＼ちる花の  
ゆきこそ匂へしかのあるみち　公祐

向花山院、自清涼寺所望之額三通願置、依留守諸大夫附當月中司申出事附次向池尻前公守奥方已下面会、交野亭上已返礼申置罷帰、  
弥御安全珍重存候、抑九条殿昨日自左府殿(二条治孝)舞蹈御伝授相濟之由、以御使被仰聞、貴卿申合、御門流申伝候處被命候、  
每々乍御世話宜可申入候、鷺尾(隆純)羽林(油小路)へ自隆前卿申伝候、勿論隆道へも可申聞候、左思召可給候、万々期拝面品々  
申残候也、

三月十一日

隆前

甘露寺前垂槐公

右書中到来入御覽候、別紙御方々御廻覽可返給候、國長申聞候也、

三月十一日

篤長(甘露寺)

唐橋(在應)式部大輔殿——高松少將殿——沢武藏(久量)權介殿

倚松軒入來、

●十五日、晴、

十四日、晴、風寒、入湯、伝聞、今日(隆純)朝臣輔藏人頭、去十日重繼朝臣任三木替也、

今日於御學間所前庭、舞樂御覽也、惣詰雖被触、称所勞不參、陪膳又同断、

今日惣詰因所勞不尤參勤候、宜願御沙汰候也、近習御当番中(基理)園落手、

今日陪膳御用、依所勞不參候、宜願御沙汰候也、御獻奉行御參中(有政)千種落手、

(第五十一章)

昨日自中宮大夫以状被尋合、今日於不參者、切希議奏或近習歟、予答云、恒例之總詰之格ニ取扱、近習番衆ハ可差出覺悟候也、

去寛政八年三月御有卦之砌、十五日舞樂南殿但今年早春(ママ)、依舞御覽無之仍歎袴指實可然云々、當日近習ハ不參書差出。依雨延引翌日、  
於翌日者當番物語非番推參不及斷書、  
是昨日依御祝之酒宴御園給物等有之歟、

去寛政十年八月舞樂小御所近習惣詰院祝候推參也、近習袴指袴也、其夜於御三間御酒宴但本御酒宴者先日有之、今夜近習不及一統雲客計為陪膳可然、

臨期有催指ニテ相済、

今日御學問所前庭東庭也、雨儀ナラハ御學問所与小御所之中庭設仮屋根、於此所可有之云々、目六尋取四辻(公方)前亞相、  
於所作人者、後日自中宮大夫被注送、

參音声 双調タマシ 春庭樂

御學問所前庭天明已來無之、

一帖桃李花葛泰近之 光尚雅葛雅近教 登天樂廣猶忠勇 幸好廣濟 桃李登天共片祖、午半計被始、申半過訖云々、

散手 近友 貴德 文行  
貴德立之時ハ無人從歟云々 取梓手ヲ不舞而取之云々可考、

一帖甘州好吉近滿雅 林歌廣勤好文輝 甘州抵頭桜作花云々、

二帖打球樂葛泰近之 好吉 独棹廣濟好文行 打球樂 無抹額

玉自懷中出之、致空搔了、下膈持入、

陵王則是

納蘇利廣勸

上首球打ヲ不掛肩シテ入云々、

退去音声 長慶子

左 笙

(紙背文書)  
穂日同詠名所七夕

和歌

右近衛權少將藤原公祐

あまのかはこにもな  
にあふわたりとやかた

野にほしのくれを

待らふ

(第六十表)

広秋 音頭 近能 忠堅 文秋 近信

筆 築

光定 季文 音頭 近義 季良 季名

笛

但馬 音頭 高美 忠得 時全 近尚

季郭 広武 音頭 広勝 久敬 広綱 忠恕 輝秋  
俊元 文幾 忠同 久視 季隨 季邑  
筆 築

笛

羯鼓 近寿

音頭 昌清 如貫 景和 昌実 忠暉

太コ 近周

三鼓

昌芳

鉦コ 基寿

太コ 季政

廣教

伝聞、今日惣詰衆切袴ニテ済云々、御祝等無之云々、

惣詰書付獻上、新内裏初度云々、但凡幸之時有之歟、今夜御酒宴之御沙汰無之云々、

先年ハ臨時之上ハ、座東面其左右

男方殿下尹宮聖門將役人近習ノ当番答、寶子、當番ノ雲客、陪膳ノ雲客云々、

北方女房見物所云々

其余撰家之方前内府惣詰ノ答、殿上人ハ小御所北面ヨリ見物云々、

参考事、自山之南ヨリ御山ヲ經テ渡、薦橋新石橋南池之北傍等列立于殿之前庭南方等に、舞所正面砂立、

樂屋。北東方、

退出音声事、自楽人之下處退出、先正コ經本路、長慶子及五六反云々、

若於雨儀者、御学文所南庭ニ才井テ可有之、兼而設仮屋根云々、

十六日、陰、閑院宮へ以使伺申、愚哥下見已上二通明午迄、  
公宴月次御内会

甘露寺國長右大丞相公へ古哥五枚書送詞書二枚哥計三枚日光幣使所用ニ付過日依被賴也、

志摩守へ明後日之神膳申遣、

嵯峨清涼寺积尊、自去四日卅箇日於檀王。法林寺。一二開帳之間、立代參、備進伽羅一墨、且綜十把名雲井核道喜端製送之、

近々御劍御服御用候也、

御用之儀候間、來廿一日已半刻御參可被成候也、三月十五日

高松少

承候、

(譜光  
裏松弁)

入夜倚松軒入來、桜花一枝所望、

●十七日、雨下風吹、院月次称勞未進奉行(上陪泉為則卿)

閑院宮へ以使申出昨日之二通、

當番祝候、伺愚詠御月次御内会等、

廻文云、明日神影供自前夜相濟迄、服者不可參入事、如享和二年可心得、自来更ニ無示事、

千代丸云、明日影供御会名所春月之題ニ而、哥可詠試有仰、仍一首為見之、予聊加筆則勅点を被下由、亦為見云々、  
雖御慰之義面目歟、

今夜(百靈寺國長)甘相公明日依御用退出(非舞役只奉行中間)万里弁依(方里小路建房)明日仙洞御用退出禁中(但自今夜)御人数(但自今夜)構神事仍、左金吾宿依院御用取集不參、  
狩野伊織依所望、妻紅古末廣地十五通借遣之、

十八日、雨晚止、渡相勤退出、于時卯半許、

伝聞、内裏神影供御頤名所春月、奉行(庄橘)定卿云々、  
予非御人數、所役可尋、

(紙背文書)

一年十二月十八日

院中御月次(為則卿附)

(上陪泉)

冬日同詠二首和歌

刑部大輔藤原公祐

炉火忘冬

しもゆきもわするゝはかり  
(の脱力)  
のとけさハ春やへたてぬ

うつミ火のもと

忍久恋

忍ひつゝらきながらの  
としをへてなミたも今ハ  
袖になれにき

」

(第七卷)  
卅五年(文化五年)三月

卅日、小雨已斜止、自檀王清涼寺状來、菓子被送、先日參詣之為挨拶、  
早旦退出、勸修寺<sup>(齋則)</sup>拾遺<sup>る</sup>一昨日次第一冊借請、風早権介<sup>る</sup>一昨日禁色仰詞借<sup>く</sup>、入夜自九条殿御使來、一昨日之  
為挨拶、且明日御所方御參賀之間、為御扶持可參、於領掌申者、辰半刻御出門之間、其已前御陞<sup>へ</sup>可參云々、謁御  
使領掌、妙典院入來對面、

御陞立寄、日野亭以雜掌申置、下官中將小折紙、自庭田被伝由承之、闕之節者宜願披<sup>く</sup>、

四月小、日光東照宮奉幣使甘露寺右大弁相公、今朝出立云々、以使賀詞申送、

一日、丁卯、微雨時々降、

辰半前、參九条殿冬袍指<sup>ヨ</sup>、以宇鄉羽州申入、相次按察卿被參、

今日御參賀御衣躰之事、昨日按察被心付、<sup>五位</sup>冬袍ヲ召越哉否事、被談合於甘露寺、其上左府公へ御相談之所、今朝自

左府殿御返答、夏直衣可被召云々、是惣分へ御内談之事、雖一二孟旬日御直衣着給事、依撰閑家事歟、御治定歟、

先例二条殿・一条殿等春御元服後御參御例歟云々、可尋、已刻過御出門、其已前於小書院御对面有御挨拶之御詞、

次御先へ参内、無程御參於透垣内御下輿御参入、御直衣二藍三重タスキ御越組掛緒御前御拂領云々、御奴袴浮織紋、御横目、

車寄ノ階ヨリ兩人奉扶持、雖雲客、於殿中御出逢之時居テ御礼有之事、於端休息所、以近習雲客御口上<sup>申上</sup>、時  
節御伺、當日御祝義等御对面被伺處、

(第七十裏)

今日無御对面云々、仍被仰置次御退出、端雲客松鳶杉戸辺迄御見送之時、居テ御礼節而御退下、初所迄奉扶持、御

先へ参、中宮予謁、御肝煮内々尋云、御口上被仰置時者、以非藏人可被申哉、親王<sup>ハ</sup>、<sup>催</sup>陪膳衆<sup>ハ</sup>可被申哉、<sup>者</sup>豊岡大藏卿<sup>(尚資)</sup>

被答云、以親王<sup>ハ</sup>催ノ雲客、一緒<sup>ニ</sup>被仰置、可然其共外ニ御用候ハ<sup>ハ</sup>、御肝煮可被出云々、仍於休息所南座、以小

倉中將被申置、(。当日御礼時節伺、次御退出小倉御見送衝立之辺、於車寄前庭召御輿、予中宮參賀之口上非藏人<sup>ハ</sup>、<sup>親王<sup>ハ</sup>御同様<sup>ニ</sup>事</sup>者<sup>ハ</sup>可被申哉、<sup>者</sup>豊岡大藏卿<sup>(尚資)</sup>)

為祝、以表使可申吳事、次御先へ参仙洞、於休息所御口上、以梅小路次官被申上、被仰入也、評定唐橋召ニ被出、

二条中納<sup>(音信)</sup>言中將殿与御一緒ニ御参入云々、暫時御退以評定御禮被仰上、御手水之時、予竹筒<sup>自御家來</sup>奉仕之、御手水

上北面奉上之、御退出御所方御様子、諸大夫按察被參語置、此後分散于時午刻也、<sup>(在屋)</sup>兩人別ニ御里亭<sup>ハ</sup>不參由諸大夫へ<sup>講取之</sup>

伝聞、昨日院へ被召、裏付之御狩衣御拂領云々、御扶持依臨期、唐橋式部大輔昼後參二条殿、以西村主税頭申置、

此間九条殿御元服無事被為済賀口、五条相公へ仰詞之写、内々書送依約諾也、

〔欄上書〕(為德)「見分記之、二条左府公与御息中納言中将殿、於途中御出逢、御息御輿下地上、御輿ノ戸ヲ引置計ニテ不被出也、」

將一条右大臣殿与九条大夫殿御行逢、左右方不及御礼、只行合計也」

■大宮侍從(忠良)、三十六哥仙之中、右朝忠絵板也、歌染筆事所望米十匁迄ニ憑入由被定置、

自閑院宮諸大夫田中木工権頭状云、自来三日約候ハ、当座暫不及参入、以使可申出云々、依御建添歟、

〔紙背文書〕(為德)享和元三廿八公宴 神影供御会

春日同詠藤花隨風

和歌

刑部大輔(追筆)「藤原」公祐

むらさきの いろをみ  
とりにふきませてはる  
かせなひくまつのだ  
ちか枝

」

〔第八卷表〕(文化五年後六月八日以後)  
勿論可參申旨答之

抑今日於陶化内密尋諸大夫云、狩野縫殿助事、御当家御家來分歟、答云、縫殿助ト申名、先代ヘ自御当家賜候、代々為御家來分也、鶴沢探泉者如何、答云、於鶴沢者非御家來、但同様ニ御館入也、

●十四日、雨午後止、入夜又降、

早旦、(飛鳥井雅威)飛大ヘ送状云、今日御文庫入改、為雨儀之躰、若如何若後冠雖雨止地湿之間如何、返事云、尤無參仕、若刻雖刻限過晴ニ移リ、自議奏被示候ハヽ、早々可被告明、明日ニ相成者、左金吾可有參仕間、不及勤仕之、

尹宮ヘ以使、院月次相見申使、晚景參冬之遊内伺之所、追而可返給云々、

於省中一覽 石清水御法楽和歌御延引之事

(飛鳥井)  
雅光

入夜倚松軒入來、清談、

狩野伊織兩度來、内談之事有之、

(第十八丁寧)  
十五日、朝雨、午後屬晴、所々へ送柏餅、今日官庫移替有之云々、

住吉社先成杜家ヨリ  
。年燒亡之間、今度造營ニ付番附之事由來、仍乍聊進之三兩五分計三條小橋辺也、是當家小祿困窮必至之間難事行、雖然、異他御社之義、以別願所沙汰也、倚松軒入來、

●十六日、陰晴、

未過兵衛内侍退出、自先日依月事也、

(行宣)

石井へ憑所又代也

十七日、晴、当番屋間治部權大輔へ番代宿依所勞不參切帝德大寺承知云々、  
三条代歟

左金吾為則亭へ付云々、

上冷泉

今日中勝手可參内被触、未計祀候云々、夏袍良久賜、院哥御点了退出、于時申刻、

左金吾為則亭へ付云々、料帶中高

自兵衛到来、

夏日同詠二首和歌

右近衛權少將藤原公祐

夏山殘花

なつまでもうつろひ残る

さくらはな此山かせは

いかよぎけん

(紙背文書)

春日同詠松千春友

和歌

刑部大輔藤原公祐

とかへりのはるもへ  
 ぬへきほりのまづきみ  
 かかことはのはなをた  
 めしに

」

(第九丁表) 野外眺望

はるかなるかわへらのまの  
ゆふ日かけくもりてみゆる

水の一すち

夜半後兵衛内侍帰参、

●十八日、晴、

歌仙中中納言朝忠讃(藤波)、自大宮所望之間書送、尾張國津嶋社奉納云々、

●十九日、晴、夕景陰、

今日祭也。右府(高倉)藏、近衛使■権中將公師朝臣卅四才、色目等後日借写於良季朝臣許、

冠垂綬、闕腋袍、盧橘半比、同下重、紅草、赤帷、表袴裏打、赤大口、

犀角巡方帶付銀魚袋、鎌劍、紫繩平緒、笏、帖紙紅薄、夏扇、

淺沓乘馬之時、  
用靴

飭車風流、牛童赤色上下付蝶黃、白

私之左右前後ニ有之、

(第九丁表) 右方上藤也  
左將曹武逸袴付抽、私之袖結ニ付歟、其形小形如サヂノ  
鼈官人具

左下臘也  
右府生源意誠榜付拍  
梓棹

小形也、

餅馬

唐鞍金地、表敷紺地、鑑輪金銅、力革紺地、轡金銅、銀面菖蒲形

角袋紺地錦、尾袋銀地紋花、雲珠、頸總金銅鉢中二有鈴、八子赤滑赤組

崎金有鈴

錦表腹帶、白布腹帶、大滑紺地金、銅金物、革鞶摘蝶

杏葉白皮、手綱蘇芳繩

綾差繩黃伏輪打交、鞍覆蒲萄染打物

舍人一人平礼、二藍上下付牡丹、紅衣、白生單、亂緒付葵絆、

副舍人一人細烏帽、萌木水干、白葛袴、唯、

居銅一人細烏帽、退紅、白布帶、黑袴、懸鞍覆、

馬副四人 冠細卷綵插頭葵絆、矮、褐衣差袖結村濃薄平、白袴、白布帶、濃單、葵脣巾緒亂、

隨身四人 冠細卷綵插紅葵絆、矮、褐衣熊掌繪、白布帶、青半比、同下重、紅單、

朽葉末濃袴、黑作劍藍草裝束入尻左筆、平文赤懸緒、差鞭黑漆襪卷、葵脣巾、

淺袴、

〔續寶文書〕  
寶政十二二十八院御月次

春日同詠二首和歌

刑部大輔藤原公祐

花下見月

いつか又かゝるたひねに  
あかす見むおぼろ月よの

花のしたかけ

寄車恋

うしやなをいつとかまたむ  
泣くるまのめつるもかたき

中のちきりは

」

(第十一表)  
手振十人 冠(細巻綾)  
頭葵、綾、麴塵褐、白布帶、青半比、同下重、紅單、

青末濃袴、莫脛巾、乱緒、

- 一 三雲珠、五笏笪、七水笪、九豹皮
- 二 四頸綾、六鞭笪、八胡床、十毯代

櫻官人

右將曹身人部清貞  
棕雜付  
左府生身人部清矩  
籠物

奉馬 倭鞍梨地、表敷錦、切付豹皮、泥障熊皮、鎧<sup>舌長</sup>、繩鐵、  
紅綵鞚、鞚負揚、紫綵綾手綱、綵打交差繩<sup>蘇芳</sup>、

鞍覆萌木薄物<sup>赤地</sup>、表敷錦<sup>白</sup>、付金箔、副舍人一人細鳥帽、白水干、居銅一人同上、  
小舍人童二人、不結髮<sup>不物忌</sup>、<sup>菱文</sup>朽葉頭<sup>頭姿</sup>、<sup>付藤丸</sup>顧文紗上下、<sup>紋松唐岬</sup>、<sup>帷</sup>萌木衣、白生單、扇蝙蝠、毛沓、  
雜色四人、禮帽、萌木上下<sup>付瞿麥</sup>、<sup>丸</sup>白布帶、紅梅衣、白生單、亂緒、  
執物舍人四人、細鳥帽、萌木當色如雜色、  
一雨衣、二行騰、三深沓、四傘、

風流笠 張唐物、紋牡丹<sup>花紫青</sup>、帽額花田唐綾、有總青末濃、  
中央立瞿麥花

(第十一章)

禁中儀着沓舞踏云々、失歟、已半計進発、於鴨說宣命事、撤御幣物後、可說覺悟ニテ良久見合之云々、<sup>且又</sup>失歟、鴨進

発申刻前、賀茂義成計訖、帰京成計云々、<sup>亥</sup>

再興事、櫻隨身風流、隨身已下半比下重、

内藏使 種田、手振十二人、笠牡丹、

山城使 斎藤

馬寮右馬大允大嶋

(續文書) 寛政十二年三月十八日公宴 神影供御会

春日同詠松樹増色

和歌

刑部大輔藤原公祐

わかきみかけふのた

むけのことのはにまつ

もひとしほ色をそ

ふらし

」

(第十子表)  
左仲呼寄伊織事語伝將有了簡、

廿日、晴、

朝之間參、尹宮御内會下見入見參明朝可申、  
出事申置、參陶化頃之佳肴挾受之謝義申置、四五軒中元、返礼寵向了、帰蓬、

芝山へ下見之礼寵向了、

晚景有召參内、鴨哥賜御点、酉刻過退出、付鳥丸資養烏黃門許詠進之、

仲夏さみたれのはるゝとハなき雲まにも  
たえすかたらふやまほとゝきす 公祐

廿一日、晴、依當番詔候、早朝以使尹宮へ申出、公宴御内会哥持參之、伺勅点、千代丸出云、親王御方柿実御所望之間可進上云々、

伝聞、頃之於清水隨(ママ)堂、関東芝泉(岳)ガク寺什物、四十七人之義士之武器・仏像等為挂云々、卅ヶ日云々、  
今朝(狩野)伊織來、種々進退諷諫了、

廿二日、陰、早旦退出、入夜倚松入来、

●廿三日、雨下、  
朝

伊織來、再三諷諫進退事、本人先非撤心肝悔之、万事可隨父命由申之間、召美父左仲語之、

●廿四日、陰、昼後雨下、兵衛局へあん餅二重送遣、

狩野伊織今日立帰於左仲方予裏屋、



廿五日、雨下、

●廿六日、晴、

雲峰院尽七日引上修法事、施餓鬼已計參詣了、

但不詣墓所  
今日可有石歟仍也、 東对同參詣、予早出於私宅人々相招雇時委在別記、

晩景月番頭園状云、御内会詠進如何云々、御点之御沙汰。<sup>未</sup>無之間、先未進之分ニ取計、可然見合居、彼是。<sup>其上</sup>連々之由答申、

廿七日、晴、依番参内、午刻 御内会哥、昨日可返給所御失念之間、今日返被下由、以善丸被仰下、則書之付清閑寺  
上云々、

松虫 公祐上

花さけへまかきのへの夕いやにやどうとりけるまつむしのこゑ

鈴虫

かねてよりありゆく秋をうらみてやなくこゑしおる野へのすゝむし

(紙背文書)  
〔享和元〕廿四閑院宮会始

春日詠園春草

和歌

刑部大輔公祐

もえいつるまたきわ

か葉のはつくさをいつ

花そのゝ色にみ

わかむ

(第十二丁表)  
留守中倚松軒入來、山本家父子之間事、倚松所存為相談入來之由、了真尼今日昼後自歸局帰此亭、

廿八日、晴、

了真已計青門へ参入、而帰水薬師先無異、

今日梶井殿立親王 宣下、陳上卿飛鳥井(雅威)大納言、弁日野(延光)西左中弁、(鷲尾)奉行隆純朝(臣カ)法親王ハ無勅別當云々、

内々御使、禁中勸修寺侍従、院中西洞院少納言、中宮大宮侍従、親王久世少將、

飯酒等之有設、家僕へハ侍分計飯出之、主人吸物九云々、各脚打ノアシライ云々、

即日宮被參賀云々、

御挨拶禁中御使へハ銀二枚、引合十帖、

尤外ニ馬代銀一枚ハ返ル也云々、

院使へハ銀、

中宮使へハ銀一枚、引合十帖、

親王使へハ銀一枚計云々、

已半計、入江左京権亮來、為前槐使今朝已來之様子被示越、且今日も可參集云々、昼後向三条兩度、

(第十二丁表)  
朱印之事相済、先一統安心、



入夜亥過帰宅、

廿九日、晴陰、番屋間祝候、

酒中花一箇付愚息獻親王御方、是先日自閔東到来之一箱□□實貴之所、不計上親王御方、今少可與哉之由被仰問、

又所上申候、

但愚息不罷出間、以江坂申込、入夜退出、

留守中梅園人來被定置云々、水薬師へ遣使、昨日無事帰寺、弥無障哉、

尋遣處、先無別條由有返事、

田中典膳ヨリ願之義、

伊織名代左仲来、

(紙背文書)

冬日同詠三首和歌

刑部大輔〔追筆〕  
「藤原」公祐

松霜

かけたかくいくよへぬらむ

とかへりのしもの花さく

庭のまつか枝

千鳥

すまのうらのせきちはるかに

立ちとりこゑの行衛や

淡路しま山

庭竹

」

(第十三丁表)  
文化五年十一月  
ちるはなの

月もこゝろの

ゆきこそにほへ

うへもすむらめ

しかのふるミち

權少將公祐

入夜倚松軒入來、

二日、晴、敏姫誕日也、小豆餅祝、

三日、晴、追而毎度無人候間、必御断無之様可被相催候、近習衆へも可被触候也、  
來十三日常御殿御煤払候、卯刻無違々殿上人衆參集、可被相催候、參否之輩十二日午前迄御書付可被示聞候也、

十一月一日

右之通唯今被示候、仍入見參候、御參否御名下ニ御書付給、早々御廻覽可返給候也、

十二月二日

(萬社) 福長

(續上) 「今日上冷為則卿息元服」

日野(延光) 西右大弁殿承候、

小倉(豐季) 中將殿

桜井(供秀) 少將殿、

不能參勤候、依所勞

大内記殿

高松少將殿(承可參勤候) 沙汰差入者也、

周防權守殿(承候)、令參

裏辻大夫殿

今夜内侍所御神樂云々、有出御御當櫛了、還御云々、寅刻事訖云々、

尹宮當座題申出、眺望、こゝろあての山のあなたニみゆる哉 入日をひたすよとの川ミつ 公祐 後日伺申之後清書了、

池尻(原房) 前相公入來、被語云々、第二女マサル大坂天満社家へ縁組治定、來十三四日比可引越云々、武者小路入來、中将國(脫字アルカ)二付、例ニカナヒ候間、今年ヨリ小折紙申出置度、仍今度之所、予

(第十三丁裏) 引可給哉、來年ヨリハ隔年ニテ可致入臨云々、尚自是可返事申答、

四日、晴、入夜微雨、星後所々へ寒中相廻、山本・倚松軒・滋野井等ニテ對面、入夜更詣兩地藏獻給馬、寄高向太物借宅有馳走、

今日陣儀内宮今出川大納言、外宮山科中納言云々、

五日、晴、自川繙三品回文、自明六日小番出仕之事、冷泉大夫為元服禮被定置、星後向三条(公修)並相面会、武衛、羽林、

中將申度、入魂有之事語申、

將予非。謂武衛之庶家子細語申、

向武衛依留守、以右中殘置、中將今度闕、予引間、勝手ニ可被申事、自来年者、隔番ニ可致事等

(緒賀文書)

冬日同詠二首和歌

右近衛權少將藤原公祐

尋残紅葉

しぐれゆくさとより里に

たづねみんちりのこる秋の

色もありやと

不逢恋

あふまでのいのちもかねて

しらぬ身にはかなく人や

何おもふらむ

(第十四表)  
二人宛掛之、

留守中花園権介入來、依參內中、明日、明後日之中、又可被來被定置云々、

●兩等ハ代参十三日、陰、早旦退出、

閑院宮ハ當座式日之間、題申出所、御用多間被延引云々、

自院廻文 河辺螢

前日御詠進之事、

寄垣恋

右月次御会題各可令詠進給之旨、院御氣色候也、

五月十日  
(飛鳥井) 雅威

油小路(隆前)前大納言殿——高松少將殿奉——冷泉大夫殿

花園美作権介來臨、家領朱印落手後分配之事、自入殿度々催促有之、可如何様哉、一家ハ被尋尤三条ヨリ茂有之云々、  
事ハ誰不知案内追加無之様予所存知行之至十五石入殿ハ被送、自余可被領然歟者、権介云、治定後入殿ハ送進之節、猶又嚴重ニ後諸約置度、一家心  
添取計濃度云々、

廻文、去四月十五日、石清水社御法樂和哥、明後日十五日被讀上之間、前日御詠進之事、

(飛鳥井) 雅光

「云聞、仁和寺殿附弟、青蓮院附弟等、此比ハ養子ノ御弘メアリ、別日云々、以里殿有瀬川伏見為宮ノ里亭云々、御服者

両宮共民部卿典侍猶子也、表向不及御使云々」

今宮へ代参

十四日 晴

(第十四丁亥) 自宮中今日中可參被触、(由脱方)

申半許參之、去月石清水之哥賜勅点了、退出即付雅光卿亭、獻清書、

夏岡條 秋きてハカリそめふしもいかならむ

いまより露のをかのさゝへら 公祐

清閑寺大夫入來、明後日閑院若宮叙品宣下、為御賀使間、進退被尋四辻為林ニ粗、雖存知、一度ハ予ヘ可尋故被示、仍入來

云々、愚存之趣諷諫了、

十五日、晴陰、

早天行水、詣今宮御旅所異神輿前拝了、早々帰宅、更着衣袍、參閑院宮、今日壽宮被加首服間所賀也、早々帰店、干時辰計也、

伝聞、辰刻為吉時云々、加冠内大臣基前公着座、廣橋大納言胤定、別当実光卿、石井相公兼左京大夫行宣卿扶持公卿中宮大夫自生卒赤帷公修卿勅別當人也、理髮頭弁資愛朝臣、役送雲客、國豊朝臣、前物陪膳、平松、時門朝臣、

家司、石井大膳權大夫行弘朝臣、

御參始、連軒、広大、行弘朝臣、隆祐

寢殿代於母屋簾中有之云々、庇ニ有公卿着座云々、無勅益之義云々、被任常陸大守云々、

(紙背文書)  
春日同詠二首和歌

刑部大輔藤原公祐

朝雲雀

あさまたき霞と友に  
たつひはりやかて雲ゐに  
遠ざかるこそ

巖頭苔

さゝれ石の昔をとへハ  
いく世ともいはほかうへは  
苔のみたれて

一

(第十五丁表)  
今夜御月次被伺置衆被召御点被下云々、明後日之御法樂ハ未被返下云々、今日接町院聖忌仍歟云々、

留守中花園権介被來、依參内中書付被殘置云々、

廿四日、晴、早旦退出、

今日中御門侍從経定卅才、奏侍中之慶云々、今朝有禁色宣下云々、  
入夜自九条殿持廻云、

只今從四位下宣下 御大慶被成候、仍御知セ被仰入候、已上、

四月廿四日

芝式部權少輔

門流連名承候、

倚松入來、

祥台院入來、已前了真參入中宮云々、

左仲娘明日山科郷々士嫁入ニ付、為祝予金百疋 東  
帶地一卷 寿印 蔣エ二卷文画等送遣之、

廿五日、晴、

(第十五丁裏)

大宮侍徒入來、來月七日有栖川宮元服ニ付、自禁中御使被承進退有相談、粗申答之、  
晚景參九条殿、以宇鄉出羽守、昨日御位階御昇進之御悅申置、

且諸大夫中ハ入魂、若中將闕之節、被仰望時ハ、公祐小折希勿論可扣申間、已前三内ハ為知之事憑申、宇鄉承知也、

廿六日、晴、御内会未進、了真參兵衛局、今夜可一宿云々、

花園權介宅ハ以使此間入來之返札、且書付之趣承知之事申之、

勸修寺拾遣入來、來廿八日梶井殿立親王宣下ニ付、内々勅使被奉間、進退被尋之、粗申含了、

廿七日、晴、

前内府公使入江左京權亮來對面、花園事也、

(紙背文書)  
寶政十二年五月次御会

夏日同詠二首和歌

刑部大輔藤原公祐

朝早苗

さなへとるむかひの山に  
いつる日のひかりもすゝし  
をたのあさつゆ

夕思出恋

ちきりをきし昔のゆめの  
名残さへ身におもひしる  
ゆふくれの雨

一

(第十六丁表)

冠、綏、不出簪輻、袍 下重冬、裾、单、表袴、大口、襪、  
馬瑙丸鞶帶、細劍、平緒紫緒、浅沓二足、  
隨身一人浅沓、壺、小舍人童一人蘇芳、黃單、橫目扇、  
帖

白丁四人、轍丁六人自九ヒキ、笠籠、押等如例、

笠持一人

廿八日、晴陰不定、

今日九条殿若君爾優君ナカチ御元服也、

已計着束帶乘轍無後戸參入、於四脚門外下轍參入、

俗用意、足袋一、草リ五口

市女五、簾笠六、笠籠ノ桐口

箱挑灯二、馬挑灯一、重ノ口

轍簾三枚、雨皮、結布連著口

先參内之方以諸大夫賀詞申云々、被下御祝所役者雜煮、三獻、非役ノ赤飯三口朝湯漬、

冠儀已刻過被始、未刻計訖、

ミのかさ  
晴ハ三分五リツ、借口  
雨ハ七分口

ロウソク十丁

前後仕度

令丁口

侍四両三分ツ、  
五人

白丁六人口七阿口

下部二両八分ツ、抱阿野  
五人

押

四両

帶阿野

壺胡六阿野

若者

市女二梅園

沓 阿野

左大將殿政通卿來給直衣(麿司)紅打衣、別當(正種町)衣白衣同單、

中山中納言直衣衣單不見可尋、  
(忠願)薄色袴(麿尾)號隨身二人

(第十六丁裏)侍從宰相(下冷原)為訓乘帶薄色衣等着座、殿上人頭中將降絰朝臣已下着座、

(紙背文書)  
享和元七十八

院月次

秋日同詠二首和歌

刑部大輔藤原公祐

残暑

いつしかと萩のうは葉に

おとろけとみにしむ程の

秋かせはなし

寄衣恋

あいことはいつとちきり□

こひころもうらみはかり□(をか)

身にかさぬらむ

」

(第十七表)  
巳刻陳儀兩度有之云々、有栖川アケノ宮、上卿德大寺(公連)大納言、弁(義松)明光、勅別當広幡(前秀)大納言、閑院(日野)寿宮、上卿大炊(経久)大納言、弁(秀城)俊明、勅別当中宮大夫、各奉行資愛朝臣、

未半刻過、有栖川宮へ御使進発、

申刻比、大蔵卿被參、予閑院宮へ進発(先之添使へ進發)御門出切之義自取次聞之、相次豊岡進発、

申刻比参向、閑院宮先供配込如例、但添使不出迎、

於大書院休息、勅使四辻(公方)中將、院使橋本侍従、中宮使予、儲君使豊岡権頭、各相揃後、以諸大夫申入、御取持六条(有庸)前中納言已下被謁十人計、召渡使受取目六、

暫時若宮被對面、直ニ対座小書院ノ上ノ間口上申伝、今日立親王宣下、目出度思召候、右ニ付、目六之通贈給候、■

自懷中目六ヲ取出伝申、壽宮御返事被申上、時節伺詞等有之、「御出座(橘上支)父宮(橘上支)ハ無」中宮大夫被扶持之、時節伺事、有無可為如何様内々三条ヨリ園池迄

有尋由被示間、近世次間迄被送、予下席而恐悅申述、退下呼出、添使渡文画、可帰參事申渡、勅別当挨拶ニ被出逢早出

アリ、賜祝赤飯吸物蛤、次飯二三汁五菜、中酒吸物三献了、ムシクワシ濃茶、又ムシクワシ二色、包罷帰、薄茶了、

五段吸物五ツ、肴等酢ノ物水ノ物出取持、各盃ヲ所望アリ、相送了、「各三渡也、(橘上支)内也、伝聞、有栖川宮モ今日ハ三宝

云々、但吸物ハ有宮ハ二云々」(橘川脱文)

以上吸物七五ツ也、以諸大夫御礼申置、且自分ノ恐悦被申置、一人ノ退出、御取持五六人表ノ廊下杉戸迄被送、一家来侍分ハ赤飯祝酒被出下申ハ無之、仍時刻過間、四辻被下申合、内々御取持ノ中石井ハ入院、諸大夫ハ頼取計之義、下部ハニキリ飯、侍分ハ弁当被出了、

一挑灯之義及暮間、取二遣、箱二張而已也、

(第十七裏)  
戌刻前帰参、中宮請取文画、謁御肝煎豊岡御返事申述、文画返入、

■暫時退出之義、被参芝山、添使退出候事、為申渡且褐□出退事、已後可心付申置、本人ハ且芝山ハも届置、

伝聞、有宮ハ申半比ニ御使被帰参云々、

戌半過■退出、

今日、借物、川(公陳)諸三位  
網代輿、兵衛局同雨具、同看板帶共、同雨具合羽、

用意ノ品々、沓二足、上ノ綵、末広、紙入、キセル、たはこ、太刀、袍、奴袴、延紙、柄枝、

輿フトン、献上太刀、ゆかた一枚、薄奉書一枚、白紅一枚把、銀一枚、長柄笠合羽<sup>笠</sup>合羽、下部首笠是ハ依破損、箱

挑灯二口ウソク、

侍ノ雨具是ハ面々持來、下部輿者等ノ笠、是モ同断、承人ノ下部ノ合羽、前後飯菜、侍分・下部分等輿者ハ不遣、有柄川宮ハ御勅使鷲尾中将、院使野宮少將、中宮使大宮侍從、儲君使芝山宮内大輔等也、



